

◎ 年金受給開始年齢について

◎ 国民年金のお受取りは原則 65 歳

受給資格期間を満たし、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた方は
65歳から満額の老齢基礎年金（国民年金）が受取れます。

◎ 厚生年金は段階的に65歳支給に引き上げ

受給資格期間を満たし、厚生年金の加入期間（共済組合の組合員期間を含む）が
1年以上ある方は60歳前半から年金を受取れますが、生年月日によって下表のように
段階的に支給開始年齢が引き上げられています。

生年月日	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	年金請求書の送付年齢
男性：昭和24年4月2日～昭和28年4月1日 女性：昭和29年4月2日～昭和33年4月1日	報酬比例部分の年金					老齢厚生年金	60歳
					老齢基礎年金		
男性：昭和28年4月2日～昭和30年4月1日 女性：昭和33年4月2日～昭和35年4月1日		報酬比例部分の年金				老齢厚生年金	61歳
					老齢基礎年金		
男性：昭和30年4月2日～昭和32年4月1日 女性：昭和35年4月2日～昭和37年4月1日			報酬比例部分の年金			老齢厚生年金	62歳
					老齢基礎年金		
男性：昭和32年4月2日～昭和34年4月1日 女性：昭和37年4月2日～昭和39年4月1日				報酬比例部分の年金		老齢厚生年金	63歳
					老齢基礎年金		
男性：昭和34年4月2日～昭和36年4月1日 女性：昭和39年4月2日～昭和41年4月1日					報酬比例部分の年金	老齢厚生年金	64歳
						老齢基礎年金	
男性：昭和36年4月2日以降 女性：昭和41年4月2日以降						報酬比例部分の年金	65歳
						老齢基礎年金	

※公務員等の方が加入されていた共済年金は平成27年10月から厚生年金に統一されましたが、年金の受給開始年齢の引き上げは、統一後も男性と女性の区別なく男性と同じスケジュールで段階的に引き上げとなります。